

規 則

「行政組織の変更に伴う関係規則の整備に関する規則」をここに公布する。

令和4年3月31日

千曲市長 小川 修一

千曲市規則第10号

行政組織の変更に伴う関係規則の整備に関する規則

(千曲市組織規則の一部改正)

第1条 千曲市組織規則(平成15年千曲市規則第6号)の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「庶務係、保護係」を「地域福祉係、生活支援係」に改める。

別表第1企画政策部の部市民協働課の項中

「

地域振興係

」を「

地域コミュニティ係

」に

改め、同部情報政策課の項中

「

情報政策課	情報政策係
-------	-------

」を

「

情報政策課	システム管理係
	D X推進係

」に改め、

同表健康福祉部の部福祉課の項中

「

福祉課	庶務係
	福祉監査係
	保護係

」を

「

福祉課	地域福祉係
	生活支援係

」に改め、

同部中

「

	人権・男女共同参画課	人権・男女共同参画係
--	------------	------------

」を

	人権・男女共同参画課	人権・男女共同参画係
	感染症対策室	感染症対策係

」に

改め、同表経済部の部中

	観光交流課	観光係
		誘客推進係
		ブランド・交流係

」を

	観光課	観光誘客係
	ふるさと振興課	移住定住推進係
		ふるさと納税推進係

」に

改める。

別表第2 総務部の部秘書広報課の款に次のように加える。

7 市の魅力などの情報発信に関すること。

別表第2 企画政策部の部情報政策課の款に次のように加える。

3 DX推進に関すること。

別表第2 健康福祉部の部福祉課の款中2の項を削り、3の項を2の項とし、4の項から12の項までを1項ずつ繰り上げ、同部健康推進課の款に次のように加える。

10 感染症対策に関すること。

別表第2 健康福祉部の部人権・男女共同参画課の款の次に次のように加える。

感染症対策室

1 感染症対策に関すること。

別表第2 経済部の部観光交流課の款中「観光交流課」を「観光課」に改め、同款中5の項及び6の項を削り、同款の次に次のように加える。

ふるさと振興課

1 移住・定住推進に関すること。

2 ふるさと納税に関すること。

(千曲市事務処理規則の一部改正)

第2条 千曲市事務処理規則(平成15年千曲市規則第10号)の一部を次のように改正する。

別表第3中

「

管財契約課長	<ul style="list-style-type: none">・市有財産の貸付管理に係る事項・市有財産取得処分による権利等必要な登記の嘱託に係る事項・不用物品の処分に係る事項・市有物件の保険契約の更新に係る事項・工事契約に係る事項・物品購入等の契約に係る事項
--------	---

」を

「

管財契約課長	<ul style="list-style-type: none">・市有財産の貸付管理に係る事項・市有財産取得処分による権利等必要な登記の嘱託に係る事項・不用物品の処分に係る事項・市有物件の保険契約の更新に係る事項・工事契約に係る事項・物品購入等の契約に係る事項
情報政策課長	<ul style="list-style-type: none">・情報基盤の整備、管理及び運用に係る事項・情報システムの利用に伴うセキュリティ対策に係る事項・情報ネットワークの運用及び管理に係る事項・情報通信技術の活用による業務改善に係る事項

」に、

「

観光交流課長	<ul style="list-style-type: none">・公園に仮営業、演劇又は興行を目的とする仮設建物を建設するための土地利用で10日以内の許可に係る事項・公園内での露店行商のための土地利用許可に係る事項・観光利用の推進に係る事項・自動車駐車場の利用の許可に係る事項
--------	---

」を

観光課長	<ul style="list-style-type: none"> 公園に仮営業、演劇又は興行を目的とする仮設建物を建設するための土地利用で10日以内の許可に係る事項 公園内での露店行商のための土地利用許可に係る事項 観光利用の推進に係る事項 自動車駐車場の利用の許可に係る事項
ふるさと振興課長	<ul style="list-style-type: none"> 移住・定住に係る事項 ふるさと納税に係る事項

」に

改める。

(千曲市出納員及びその他の会計職員設置規則の一部改正)

第3条 千曲市出納員及びその他の会計職員設置規則(平成15年千曲市規則第34号)

の一部を次のように改正する。

別表中

人権・男女共同参画課	課長	人権・男女共同参画課に勤務する職員
------------	----	-------------------

」を

人権・男女共同参画課	課長	人権・男女共同参画課に勤務する職員
感染症対策室	室長	感染症対策室に勤務する職員

」に、

観光交流課	課長	観光交流課に勤務する職員
-------	----	--------------

」を

観光課	課長	観光課に勤務する職員
ふるさと振興課	課長	ふるさと振興課に勤務する職員

」に

改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

